

第25回 京都市食の安全安心推進審議会

1 開催日時

平成30年6月11日（月） 14時から16時まで

2 開催場所

職員会館かもがわ 3階 大多目的室

3 出席者（敬称略）

委員9人，代理人1人，事務局9人

委員	秋山 裕生
〃	大段 千景
〃	後藤 直正
〃	八田 眞理子
〃	堀部 勝也
〃	宮川 恒
〃	森 勝
〃	山本 隆英
〃	山本 芳華
代理人	西山 尚幸（原強委員の代理人として出席）

保健福祉局健康長寿のまち・京都推進担当局長	別府 正広
医務担当局長，保健所長	山田 典子
〃 医療衛生推進室長	中谷 繁雄
〃 医療衛生推進室医療衛生担当部長	太田 眞一
〃 健康安全課長	篠崎 史義
〃 健康安全課課長補佐	日野 唯行
〃 食品安全担当	吉田 浩平
〃 食品安全担当	高尾 恭平
〃 健康危機対策担当	井上 弥来

4 次第

- (1) 開会
- (2) 京都市挨拶
- (3) 議題
 - ア 会長の選出について
 - イ 平成29年度京都市食品衛生監視指導結果（案）について
 - ウ 第2期京都市食の安全安心推進計画の推進状況等について
- (4) 閉会

5 会議録

(1) 議題

ア 会長の選出について

●事務局

本日の一つ目の議題は「会長」の選出である。どなたか会長の御推薦はあるか。

○委員

前回までの審議会で会長を務めておられた宮川委員に引き続き会長をお願いしてはいかがか。

○一同

拍手

●事務局

委員の皆様からも同意をいただけた。

宮川委員，本審議会の会長をお引き受けいただけるか。

○宮川委員

第2期推進計画の策定に携わり，今後の進捗を見届けるためにも，謹んでお引き受けしたいと思う。

●事務局

委員の皆様のご総意により，宮川委員が会長に選出された。

以降の議事進行については，宮川会長にお願いする。

○宮川会長

規則に基づき，副会長を指名させていただく。

私としては，学識者をお願いしたい。特に，第2期推進計画では若年層に対するリスクコミュニケーションをしっかりと取り組んでいくこととしている。普段，若い学生との付き合いもある山本（芳）委員をお願いしたいと考えるが，山本（芳）委員いかがか。

○山本（芳）委員

謹んでお受けさせていただこうと思う。

○宮川会長

では，山本（芳）委員に副会長をお願いする。

本来であれば，議事に入るところであるが，本日欠席の原委員より，同じくコンシューマーズ京都に所属される 西山 尚幸様を代理人として本審議会へ出席させたいとの要望があった。

代理人の出席について，規定があるのか？

●事務局

京都市食の安全安心条例上，特に規定はないが，お手元の参考資料2の8ページ同条例施行規則第13条で，「審議会の運営に関し，必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。」こととしている。このため，審議会の中で議論いただき決定いただきたい。

○宮川会長

それでは，代理人の出席について，委員の皆さんの御意見をお伺いする。

何か御意見はあるか？

○委員

原委員からの推薦があることや，消費者団体の方の意見を伺うことは必要であると考えるので，代理人の参加を認めてもよいのではないか？

○宮川会長

ただいまの山本副会長の意見にもあったように、私も、消費者団体の方の意見を伺うことは必要であり、より有益な意見交換ができると思うので、参加いただきたいと思うが皆様いかがか？

他に意見がなければ、代理人の参加の可否について拍手を持って御承認いただきたい。

○一同

拍手

○宮川会長

それでは、賛成多数で代理人の参加を認めることとする。

イ 平成29年度京都市食品衛生監視指導結果（案）について

資料1に基づき事務局から説明し、以下のとおり御意見をいただきました。

○委員

本監視指導結果は6月末日までに公表するとのことだが、監視指導の内容は法律で定められているのか？それとも京都市独自の内容で監視指導しているのか？

●事務局

年度ごとに監視指導計画を定めており、ただ今説明させていただいた監視指導結果は監視指導計画に基づいて行ったものである。監視指導計画の内容は京都市で独自に定めている。

●事務局

7ページのアイスクリームや冷凍食品等は基準が定められているが、8ページの和食や和菓子については基準が定められていない。京都市では、基準が定められていない食品についても検査し、不良食品が流通していないか監視している。

○委員

2ページ、3ページの結果を見ると、各項目において28年度より件数が減少している。何か理由があるのか？

●事務局

昨年4月から、これまで市内各行政区にあった保健センター衛生課を1箇所を集約化した医療衛生センターを設置した。集約化に伴い、監視指導の方法を見直し、リスクの少ない施設についての立入り回数を減らす等効率化を図ったため、件数が減少した。

○委員

数を見れば減っているが、特に問題も発生していらず、クオリティーは保っているように思う。BSEの検査件数の減少については理由が記載されているが、その他の監視件数等の減少の理由は記載しなくて良いか？

○委員

特に大幅に減少したわけではなく、結果的に問題も発生していないので、そこまで記載しなくて良いのではないか。

○委員

4ページの路上弁当販売に対する監視は重要項目だと思うが、監視件数としては妥当な件数なのか？まだまだ監視件数を増やす余地があるのか？

●事務局

昨年度の監視件数は29箇所となっているが、路上弁当の販売は様々な場所で行わ

れており、監視員が日々の外勤の際などに新たな販売場所を発見した場合、監視場所として追加するようにしている。

○委員

6 ページのHACCPの導入支援について手応えはどうか？事業者からの問合せ等は増えているか？

●事務局

事業者からの問合せは増えている。ただし、詳細について分からない状況であるので、事業者も戸惑っている様子である。小規模事業者に対する導入支援等はしっかり行いたいと考えている。

○委員

6 ページのその他緊急対応に記載されているプエラリア・ミリフィカとはどのような物質なのか？

●事務局

女性の美容に効果があるとされている物質である。

ホルモンバランスが崩れ、月経不順等が起こったと聞いているが、幸い、本市において、健康被害は確認していない。

○委員

収去検査結果で、輸入冷凍食品で違反があったとのことだが、具体的には何の食品か？

●事務局

冷凍春巻で、ホキシムという殺虫剤の成分が基準を超えて検出された。

○委員

和食と和菓子の検査項目として、食中毒菌とあるがノロウイルスは検査しているのか？

●事務局

ノロウイルスは検査していない。細菌検査のみである。

○委員

和菓子の職人が手袋を着用して作業している光景を見るが、食品衛生の観点から必要なことなのか？

○委員

京都の文化という点では、和菓子職人が手袋をしているのは確かに違和感がある。

●事務局

必ず手袋をしてくださいという指導ではなく、手袋の着用や、十分な手洗いの実施等、確実に衛生が担保できる措置を講じるよう指導している。

○委員

月別の食中毒の発生件数では、11月が4件、12月3件となっているが、患者数はどのようにになっているのか？

●事務局

患者数については10ページの表にお示ししているとおりである。

○委員

最近話題になっている子ども食堂への指導、啓発はどのように行っているのか？

●事務局

子ども食堂については、子供の居場所づくりといった観点から設置されている施設が多

い。子ども食堂を所管しているこども若者はぐくみ局と連携し、子ども食堂についての相談があった際、食品の取扱いについて医療衛生センターにも相談するよう指導している。

○委員

「京・食の安全衛生管理認証制度」について、初めて審議会に参加する委員もいることから簡単に説明してほしい。

●事務局

本制度は、事業者の自主的な衛生管理の取組を、京都市が認証しているものである。昨年度の新規施設が3件となっているが、事業者が自主衛生管理に後ろ向きなのではなく、関心は高いものの、法改正によるHACCPに基づく衛生管理の義務化に伴う具体的な取組内容が明確になっていないため、事業者が戸惑っているのではないかと考えている。

○委員

15年ほど前から京都府でも同じような「きょうと信頼食品登録制度」を制定し、運用している。府市で同じような制度があるので、ダブルスタンダードとなっており事業者は困惑している。府市で制度の統一化はできないのかと問い続けてきた。法改正に伴うHACCPの導入義務化をきっかけに、統一してほしい。

○委員

おっしゃるとおり、これを機会に府市で制度を統一してほしいというのは重要な意見である。

ウ 第2期京都市食の安全安心推進計画の進捗状況等について

第2期京都市食の安全安心推進計画の進捗状況等について、資料2に基づき事務局から説明し、以下のとおり御意見をいただきました。

○委員

最近、寄生虫による食中毒が目立っているが、何か原因はあるのか。

●事務局

具体的な原因は厚労省でもわかっていない。去年は芸能人がアニサキス食中毒になる等、マスコミでも取り上げられたことで注目を浴びるようになった。

今年度は、カツオが原因となるアニサキス食中毒が多く、国が原因究明しようとしているようである。

○委員

食品衛生法の改正により、本計画の見直しは考えているのか？

●事務局

改正内容を踏まえたうえで、本計画の見直しの必要性について今後検討する。

(以上)